

令和7年度 定例監査実施結果

山梨県監査基準に準拠し、地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した令和7年度における定例監査結果は、次のとおりである。

第1 令和7年度定例監査実施結果〔下期分〕

1 監査実施機関数

監査箇所	本庁	かい	その他の機関	計
人口減少危機対策本部事務局				0
高度政策推進局		2		2
総合県民支援局		11		11
新価値・地域創造推進局				0
総務部		2		2
防災局		1		1
福祉保健部		12		12
森林環境部		2		2
産業政策部		6		6
観光文化・スポーツ部		5	1	6
農政部		10		10
県土整備部		5		5
出納局				0
企業局				0
教育委員会		44		44
議会事務局				0
行政委員会				0
警察本部		12		12
合計	0	112	1	113

2 監査対象期間

前回監査対象期間の翌月から今回監査実施日前3か月までの間

3 監査実施期間

令和7年9月17日～令和8年1月16日

4 監査方法

監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により諸帳簿、証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

定例監査を効果的に実施するため、重点的に監査を行う事項(以下「重点事項」という。)を定めて監査を実施しており、今年度は「業務委託契約に係る事務処理は適切に行われているか」を重点事項として実施した。

5 監査結果区分

定例監査結果は、次のとおり区分した。

区分	摘 要
指摘事項	法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
指導事項	指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
注意事項	不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

6 処理方法

指摘事項及び指導事項については、関係機関に対し監査結果を報告し、かつ、これを公表する。

また、監査対象機関等に対しては文書で通知の上、措置状況の回答を求め、その回答内容についても公表する。

注意事項については、監査対象機関等に文書で通知する。

7 監査結果

財務に関する事務及び工事の執行全般について、概ね適正に処理されていたが、一部において改善を要する事項が認められた。

指摘事項、指導事項、注意事項の区分ごとの集計は、次のとおりである。

令和7年度下期 A

区分	予算	収入	支出	給与	財産	物品	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項										1	1
指導事項		6	7	35	3	6	3	1	11		72
注意事項		3	9	4		2	5		4		27
合計	0	9	16	39	3	8	8	1	15	1	100

令和6年度下期 B

区分	予算	収入	支出	給与	財産	物品	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項				2		1			5	3	11
指導事項		33	14	27	4	11	19	1	10		119
注意事項		5	9	6		1	9		1		31
合計	0	38	23	35	4	13	28	1	16	3	161

令和7年度下期と令和6年度下期との対比 (A-B)

区分	予算	収入	支出	給与	財産	物品	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項				▲ 2		▲ 1			▲ 5	▲ 2	▲ 10
指導事項		▲ 27	▲ 7	8	▲ 1	▲ 5	▲ 16		1		▲ 47
注意事項		▲ 2		▲ 2		1	▲ 4		3		▲ 4
合計	0	▲ 29	▲ 7	4	▲ 1	▲ 5	▲ 20	0	▲ 1	▲ 2	▲ 61

8 監査実施機関ごとの監査結果

別添1のとおりである。

9 監査結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、令和7年度下期における監査の結果に添えて提出する意見は、別添2のとおりである。

機関ごとの監査結果は、次のとおりである。

監査対象機関	高度政策推進局 東京事務所
監査対象期間	令和6年10月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月4日、令和8年1月9日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	高度政策推進局 大阪事務所
監査対象期間	令和6年9月～令和7年8月
監査実施日	令和7年11月14日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件（財産1）</p> <p>1) 借受財産について、公有財産事務取扱規則第54条第2項に規定する移動報告が行われていないものがあった。</p> <p>(注意事項) 1件（契約1）</p>	

監査対象機関	総合県民支援局 ころの発達総合支援センター
監査対象期間	令和6年10月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月16日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	総合県民支援局 中央児童相談所
監査対象期間	令和6年8月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月8日、11月21日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 5件（給与1、契約1、重点3）</p> <p>1) 週休日の振替に係る時間外勤務手当について、次のとおり不備があった。</p> <p>① やむを得ない理由で同一週内に振替ができなかったため、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた勤務があったとして、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給していたが、当該週に休日があったため、1週間の勤務時間が38時間45分を超えておらず、時間外勤務手当が誤って支給されているものがあった。</p> <p>② 振替を行い勤務日となった日に係る時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま過大に支給されていた。</p> <p>2) 山梨県子どものころサポートプラザ入通所児童等給食業務委託に係る長期継続契約書において、履行期限までに委託業務を完了することができない場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。</p> <p>3) 山梨県子どものころサポートプラザ自動ドア保守点検業務委託契約書において、履行期限までに委託業務を完了することができない場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。</p> <p>4) 児童相談所業務に係る相談支援委託契約書の個人情報取扱特記事項に、受託者は発注者である山梨県中央児童相談所長に対して、作業従事者及び個人情報保護責任者を書面により報告し</p>	

なければならないと定められているが、履行されていないものがあつた。

5) 児童の一時保護に関する司法審査手続支援業務委託契約書の情報セキュリティに関する特記事項に、受託者は発注者である山梨県中央児童相談所長に対して、受託業務に係るセキュリティ責任者及び業務従事者を書面で明らかにしなければならないと定められているが、履行されていなかった。

(注意事項) なし

監査対象機関	総合県民支援局 都留児童相談所
監査対象期間	令和6年9月～令和7年8月
監査実施日	令和7年11月12日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	総合県民支援局 甲陽学園
監査対象期間	令和6年9月～令和7年8月
監査実施日	令和7年11月7日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	総合県民支援局 子ども心理治療センターうぐいすの杜
監査対象期間	令和6年8月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月16日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) 1件 (支出1)	

監査対象機関	総合県民支援局 総合理工学研究機構
監査対象期間	令和6年8月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月23日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	総合県民支援局 中北地域県民センター
監査対象期間	令和6年7月～令和7年6月
監査実施日	令和7年9月25日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (給与1)	
1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に4時間の勤務時間の割振り変更ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあつた。	
(注意事項) なし	

監査対象機関	総合県民支援局 峡東地域県民センター
監査対象期間	令和6年7月～令和7年6月
監査実施日	令和7年9月19日、令和8年1月16日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	総合県民支援局 峡南地域県民センター
監査対象期間	令和6年7月～令和7年6月
監査実施日	令和7年9月17日、9月18日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	総合県民支援局 富士・東部地域県民センター
監査対象期間	令和6年9月～令和7年8月
監査実施日	令和7年11月26日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	総合県民支援局 県民生活センター
監査対象期間	令和6年10月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月7日、11月19日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (物品1)</p> <p>1) 購入したペットボトル入り飲料等について、財務規則第246条第1項第2号の規定に該当しないにもかかわらず、消耗品受払簿が作成されていなかった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	総務部 職員研修所
監査対象期間	令和6年10月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月9日、11月27日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 2件 (給与1、物品1)</p> <p>1) 県外旅費の支給において、旅費条例の規定により経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算するとされているが、公務上の必要又はやむを得ない事情がないにもかかわらず、経済的かつ合理的でない経路で計算され、過大に支給されているものがあった。</p> <p>2) 購入したペットボトル入り飲料等について、財務規則第246条第1項第2号の規定に該当しないにもかかわらず、消耗品受払簿が作成されていなかった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	総務部 総合県税事務所
監査対象期間	令和6年9月～令和7年8月
監査実施日	令和7年11月20日、令和8年1月15日
監査の結果	

<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 2件 (収入1、重点事項1)</p> <p>1) 株式会社ゆうちょ銀行の払込取扱票による公金事務取扱要領第20条において、小切手用紙に書損等が生じたときは、当該小切手用紙に斜線を朱書したうえ「廃棄」と記載し、そのまま小切手帳に残しておかなければならないと定められているが、廃棄されていた。</p> <p>2) 次の委託契約書において、履行期限までに委託業務を完了することができない場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。</p> <p>①山梨県総合県税事務所自動車税部汚水処理装置維持管理業務委託契約書</p> <p>②東八代合同庁舎消防用設備等保守点検業務委託契約書</p> <p>③東八代合同庁舎・自動車税部庁舎構内除雪作業業務委託契約書</p> <p>(注意事項) なし</p>

監査対象機関	防災局 消防学校
監査対象期間	令和6年10月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月9日、11月25日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	福祉保健部 中北保健福祉事務所
監査対象期間	令和6年9月～令和7年8月
監査実施日	令和7年11月27日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) なし</p> <p>(注意事項) 1件 (収入1)</p>	

監査対象機関	福祉保健部 峡東保健福祉事務所
監査対象期間	令和6年9月～令和7年8月
監査実施日	令和7年11月13日、令和8年1月9日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	福祉保健部 峡南保健福祉事務所
監査対象期間	令和6年9月～令和7年8月
監査実施日	令和7年11月13日、令和8年1月16日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) なし</p> <p>(注意事項) 1件 (収入1)</p>	

監査対象機関	福祉保健部 富士・東部保健福祉事務所
監査対象期間	令和6年9月～令和7年8月
監査実施日	令和7年11月18日、令和8年1月16日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 2件 (給与2)</p> <p>1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に4時間の勤務時間の割振り変更がで</p>	

きない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていなかった。

2) 厚生年金保険料に係る雑部金の出納に誤りがあり、残額が過大となっていた。

(注意事項) なし

監査対象機関	福祉保健部 女性相談支援センター
監査対象期間	令和6年8月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月23日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) 1件 (支出1)	

監査対象機関	福祉保健部 障害者相談所
監査対象期間	令和6年9月～令和7年8月
監査実施日	令和7年11月11日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 2件 (支出1、給与1)	
1) 資金前渡(精算あり)で支出していた丙類危険物取扱者試験手数料等について、前渡資金精算書を作成していなかった。	
2) 扶養手当について、支給額が改定されていたが、扶養手当認定簿による認定・確認が行われていなかった。	
(注意事項) なし	

監査対象機関	福祉保健部 あけぼの医療福祉センター
監査対象期間	令和6年9月～令和7年8月
監査実施日	令和7年11月27日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (支出1)	
1) 第74回日本医学検査学会参加費について、資金前渡の事務手続を行っていたが、資金前渡日の前日に私費で支払っていた。その後、経費については資金前渡日に口座に振り込まれ、精算されていた。	
(注意事項) なし	

監査対象機関	福祉保健部 富士ふれあいセンター
監査対象期間	令和6年8月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月23日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	福祉保健部 衛生環境研究所
監査対象期間	令和6年9月～令和7年8月
監査実施日	令和7年11月7日
監査の結果	

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	福祉保健部 食肉衛生検査所
監査対象期間	令和6年8月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月23日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件(重点事項1)</p> <p>1) 保守点検に関する業務委託について、契約書第11条(禁止事項)第3項による再委託の承認手続きが取られていないものがあつた。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	福祉保健部 動物愛護指導センター
監査対象期間	令和6年10月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月1日、11月28日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	福祉保健部 精神保健福祉センター
監査対象期間	令和6年10月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月2日、11月10日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件(重点事項1)</p> <p>1) 次の委託契約書において、履行期限までに委託業務を完了することができない場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。</p> <p>①こころの健康相談統一ダイヤル時間外相談事業委託契約書</p> <p>②こころの健康相談(ストレスダイヤル)業務委託契約書</p> <p>(注意事項) 2件(支出1、契約1)</p>	

監査対象機関	森林環境部 森林総合研究所
監査対象期間	令和6年8月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月24日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	森林環境部 富士山科学研究所(防災局と共管)
監査対象期間	令和6年7月～令和7年6月
監査実施日	令和7年9月30日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件(支出1)</p> <p>1) 資金前渡(精算あり)で支出していた生態人類学会第30回研究大会参加負担金について、前渡資金精算書を作成していなかった。</p> <p>(注意事項) 2件(支出2)</p>	

監査対象機関	産業政策部 計量検定所
監査対象期間	令和6年10月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月2日、11月10日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	産業政策部 産業技術センター
監査対象期間	令和6年8月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月22日、11月25日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 2件（支出1、給与1）</p> <p>1) 次の経費について、資金前渡の事務手続を行っていたが、資金前渡日の前日に私費で支払っていた。その後、経費については資金前渡日に口座に振り込まれ、精算されていた。</p> <p>①埼玉県産業技術総合センターにおける製粉試験に要する経費</p> <p>②旅行時の有料駐車場使用に要する経費</p> <p>2) 公務による県外旅行において、金曜日に開催された会議等への出席を終えた職員が、当日中に帰着できないことから後泊し、翌土曜日に帰着した。この際、帰着に要する4時間を勤務時間とし、割振り変更を行った。しかしながら、会議出席等の用務を伴わず移動のみを行う場合、当該土曜日を勤務日とすることは認められない。それにもかかわらず、4時間の勤務時間の割振り変更を同一週外に行い、1週間の勤務時間が38時間45分を超えたものとして取り扱っており、超過した時間について勤務1時間当たりの給与額に25/100を乗じた額が時間外勤務手当として支給されていた。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	産業政策部 宝石美術専門学校
監査対象期間	令和6年9月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月23日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	産業政策部 産業技術短期大学校
監査対象期間	令和6年8月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月21日、12月1日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	産業政策部 峡南高等技術専門学校
監査対象期間	令和6年9月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月23日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	産業政策部 就業支援センター
監査対象期間	令和6年10月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月16日、11月20日

監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 3件（財産1、契約1、重点事項1）</p> <p>1) 借受財産について、公有財産事務取扱規則第54条第2項に規定する移動報告が行われていないものがあった。</p> <p>2) 障害者訓練職員用パソコンリース契約書において、次のとおり不備があった。</p> <p>①個人情報取扱特記事項に、受託者は発注者である山梨県立就業支援センター所長に対して、セキュリティ責任者を書面により報告しなければならないと定められているが、履行されていなかった。</p> <p>②情報セキュリティに関する特記事項に、受託者は発注者である山梨県立就業支援センター所長に対して、受託業務に係るセキュリティ責任者及び業務従事者を書面で明らかにしなければならないと定められているが、履行されていなかった。</p> <p>③契約保証金についての記載に不備があった。</p> <p>3) 緊急離転職者訓練事業に関する委託契約書において、履行期限までに委託業務を完了することができない場合における延滞違約金条項が設けられていないものがあった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	観光文化・スポーツ部 富士山世界遺産センター
監査対象期間	令和6年7月～令和7年6月
監査実施日	令和7年9月25日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) なし</p> <p>(注意事項) 1件（給与1）</p>	

監査対象機関	観光文化・スポーツ部 美術館
監査対象期間	令和6年9月～令和7年8月
監査実施日	令和7年11月19日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件（物品1）</p> <p>1) 収蔵品のうち油絵1点、銅版画1点について所在不明のままであった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	観光文化・スポーツ部 博物館
監査対象期間	令和6年8月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月29日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 2件（支出1、給与1）</p> <p>1) 資金前渡（精算あり）で支出していたキャッシュレス端末通信料について次のとおり不備があった。</p> <p>①財務規則第72条に規定する前渡資金精算書を作成していないものがあった。</p> <p>②財務規則第72条第2項に規定する5日を超えて精算されているものがあった。</p> <p>③資金前渡の事務手続を行っていたが、資金前渡日の2日前に私費で支払っていた。その後、経費については資金前渡日に口座に振り込まれ、精算されていた。</p> <p>2) 令和6年8月分企画展監視員給与から控除していた所得税が雑部金に滞留し、納付が9か月</p>	

遅延していた。

(注意事項) 2件（支出1、重点事項1）

監査対象機関	観光文化・スポーツ部 考古博物館（埋蔵文化財センターを含む）
監査対象期間	令和6年9月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月31日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) 2件（給与1、物品1） 1) 週休日の振替に係る時間外勤務手当等について、次のとおり不備があった。 ①あらかじめ割り振られた1週間の勤務時間を超えて勤務した部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を支給すべきところ、支給されていないものがあった。 ②週休日と振替休日とならない休日とが重なる日において、週休日の振替はなされた一方で、休日の代休日の指定がなされずに勤務が命ぜられた場合に支給する休日勤務手当の支給区分に誤りがあり、過少に支給されているものがあった。 2) 貸借物品について、財務規則第276条第2項の規定に基づき定められた考古博物館財務会計事務取扱要領に定める占有物品一覧表に記載されていないものがあった。 (注意事項) なし	

監査対象機関	観光文化・スポーツ部 文学館
監査対象期間	令和6年9月～令和7年8月
監査実施日	令和7年11月19日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	農政部 総合農業技術センター（高冷地野菜・花き振興センターを含む）
監査対象期間	令和6年9月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月24日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) 1件（収入1） 1) 直接収納の取扱いについて、現金領収簿の受払は、現金領収簿受払簿により収入通知者（所属長）が管理することとされているが、現金領収簿受払簿が作成されていなかった。 (注意事項) 1件（収入1）	

監査対象機関	農政部 果樹試験場
監査対象期間	令和6年7月～令和7年6月
監査実施日	令和7年9月24日、12月1日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) 1件（給与1） 1) 分べん休暇に引き続いて育児休業を取得した職員が復職した場合の通勤手当は、再び通勤することとなった日の属する月から支給することとされているが、翌月から支給されていた。 (注意事項) なし	

監査対象機関	農政部 専門学校農林大学校（森林環境部と共管）
監査対象期間	令和6年8月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月3日、12月22日
監査の結果	
<p>（指摘事項） なし</p> <p>（指導事項） 2件（給与2）</p> <p>1）週休日の振替に係る時間外勤務手当等について、次のとおり不備があった。</p> <p>①やむを得ない理由で同一週内に4時間の勤務時間の割振り変更ができず、1週間の勤務時間が38時間45分を超えたとして、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額が支給されていた時間外勤務手当について、当該週に休日があったため、または別の週の4時間の勤務時間を割振り変更したことにより、1週間の勤務時間が38時間45分を超えておらず、過大に支給されているものがあった。</p> <p>②同一週内に4時間の勤務時間の割振り変更を行った週休日の勤務に対して、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について支給する時間外勤務手当が誤って支給されているものがあった。</p> <p>2）公務により旅行中の職員は、その期間中正規の勤務時間を勤務したものとみなされるが、移動時間について、正規の勤務時間外に勤務したものと誤って時間外勤務手当が支給されているものがあった。</p> <p>（注意事項） なし</p>	

監査対象機関	農政部 東部家畜保健衛生所
監査対象期間	令和6年8月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月23日
監査の結果	
<p>（指摘事項） なし</p> <p>（指導事項） 2件（給与1、重点事項1）</p> <p>1）労働保険料に係る被保険者負担分について、令和6年4月～令和7年3月に控除した分を令和7年3月に雑部金から一般会計へ振替収入していたが、振替額が不足していたため、令和7年5月に再度振替処理を行っていた。</p> <p>2）次の委託契約書において、発注者の支払遅延に伴い発生する遅延利息に関する条項が設けられていなかった。</p> <p>①所内樹木の維持管理業務委託契約書</p> <p>②産業廃棄物処分委託基本契約書（金属くず・廃プラ等）</p> <p>（注意事項） なし</p>	

監査対象機関	農政部 西部家畜保健衛生所
監査対象期間	令和6年8月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月23日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	農政部 畜産酪農技術センター（長坂支所を含む）
監査対象期間	令和6年8月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月1日、11月28日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	農政部 水産技術センター（忍野支所を含む）
監査対象期間	令和6年7月～令和7年6月
監査実施日	令和7年9月24日
監査の結果	
<p>（指摘事項） なし</p> <p>（指導事項） 1件（財産1）</p> <p>1）取得用地に未登記のものがあつた。 令和5年度以前の未登記 2筆</p> <p>（注意事項） なし</p>	

監査対象機関	県土整備部 新環状道路建設事務所
監査対象期間	令和6年8月～令和7年6月
監査実施日	令和7年9月26日
監査の結果	
<p>（指摘事項） なし</p> <p>（指導事項） 1件（給与1）</p> <p>1）週休日の振替において、振替を行い勤務日となった日に係る時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま過大に支給されているものがあつた。</p> <p>（注意事項） なし</p>	

監査対象機関	県土整備部 広瀬・琴川ダム管理事務所
監査対象期間	令和6年8月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月23日
監査の結果	
<p>（指摘事項） なし</p> <p>（指導事項） 1件（重点事項1）</p> <p>1）次の委託契約において、会計年度開始後直ちに給付を受ける必要がないにもかかわらず、契約準備行為で見積書を徴しているものがあつた。</p> <p>①琴川ダム広場等管理業務委託契約書</p> <p>②広瀬ダム周辺清掃等業務委託契約書</p> <p>（注意事項） 1件（契約1）</p>	

監査対象機関	県土整備部 荒川ダム管理事務所
監査対象期間	令和6年10月～令和7年6月
監査実施日	令和7年9月30日、12月3日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。	

監査対象機関	県土整備部 大門・塩川ダム管理事務所
監査対象期間	令和6年8月～令和7年10月
監査実施日	令和8年1月7日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。	

監査対象機関	県土整備部 深城ダム管理事務所
監査対象期間	令和6年10月～令和7年10月
監査実施日	令和8年1月7日

監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	教育庁 中北教育事務所
監査対象期間	令和6年8月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月9日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (契約1)</p> <p>1) 個人用パーソナルコンピュータ賃貸借契約書において、情報セキュリティに関する特記事項に、受託者は発注者である中北教育事務所長に対して、受託業務に係るセキュリティ責任者及び業務従事者を書面で明らかにしなければならないと定められているが、履行されていなかった。</p> <p>(注意事項) 1件 (契約1)</p>	

監査対象機関	教育庁 峡東教育事務所
監査対象期間	令和6年10月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月16日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	教育庁 峡南教育事務所
監査対象期間	令和6年10月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月17日、令和8年1月15日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	教育庁 富士・東部教育事務所
監査対象期間	令和6年10月～令和7年10月
監査実施日	令和8年1月7日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (給与1)</p> <p>1) 週休日の振替において、振替を行い勤務日となった日に係る時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま過大に支給されているものがあった。</p> <p>(注意事項) 1件 (物品1)</p>	

監査対象機関	教育庁 図書館
監査対象期間	令和6年9月～令和7年8月
監査実施日	令和7年11月12日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) なし</p> <p>(注意事項) 1件 (物品1)</p>	

監査対象機関	教育庁 総合教育センター
監査対象期間	令和6年8月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月10日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件（給与1）</p> <p>1) 居所発着の出張をした会計年度任用職員の費用弁償において、当該出張日に通勤に要する費用も支給されているものがあった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	北杜高等学校
監査対象期間	令和6年10月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月15日、11月21日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 2件（収入1、給与1）</p> <p>1) 自動販売機設置に伴う電気料の未収金について、山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則に定める督促状の発付が行われていなかった。</p> <p>2) 県外旅費の支給において、旅費条例の規定により、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算することとされているが、公務上の必要又はやむを得ない事情がないにもかかわらず、経済的かつ合理的でない経路で計算され過大に支給されているものがあった。また、JR往復同一区間かつ片道601km以上の運賃に往復割引を適用していなかった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	韮崎高等学校
監査対象期間	令和6年8月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月2日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 2件（収入1、工事1）</p> <p>1) 給与資金前渡職員口座に職員の給与等遡及支給分が滞留したため利子が発生したにもかかわらず、当該利子の調定を行っていなかった。</p> <p>2) 建設工事の請負契約に係る契約条項は、山梨県建設工事執行規則第10条第3項に基づき、知事が別に定める山梨県建設工事請負契約約款に準拠することとされているが、韮崎高等学校引込更新工事契約書において記載すべき事項（現場代理人の選任等）が記載されていなかった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	韮崎工業高等学校
監査対象期間	令和6年10月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月2日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件（給与1）</p> <p>1) 県外旅行において、同一地域内の移動に要したバス運賃が、旅行雑費の範囲内であるにもかかわらず、旅費として過大に支給されているものがあった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	甲府第一高等学校
監査対象期間	令和6年8月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月2日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 2件（給与1、物品1）</p> <p>1) 県外旅費の支給において、旅費条例の規定により、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算することとされているが、公務上の必要又はやむを得ない事情がないにもかかわらず、経済的かつ合理的でない経路で計算され過大に支給されているものがあつた。</p> <p>2) 賃借物品について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていないものがあつた。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	甲府西高等学校
監査対象期間	令和6年10月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月7日、11月19日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。	

監査対象機関	甲府南高等学校
監査対象期間	令和6年10月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月2日
監査の結果	
<p>(指摘事項) 1件（その他1）</p> <p>1) 給与に関する事務において、指導事項に該当する事務処理が多数あつた。</p> <p>指導事項 5件（給与5）</p> <p>①現金支給に係る職員の日額特殊勤務手当の追加支給分が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延していた。</p> <p>②扶養手当について、次のとおり不備があつた。</p> <p>ア) 支給額が改定されていたが、扶養手当認定簿による認定・確認が行われていなかった。</p> <p>イ) 支給終了月の認定に誤りがあり、過大に支給されているものがあつた。</p> <p>③児童手当について、令和7年4月分・5月分を6月6日に支給すべきところ、支給が遅延しているものがあつた。</p> <p>④児童手当について、認定請求書に基づき認定処理を行っているが、児童手当事務取扱要領第2条第3項に定める認定通知書の作成及び受給者への交付が行われていなかった。</p> <p>⑤週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていなかった。</p> <p>(注意事項) 3件（支出1、給与1、重点事項1）</p>	

監査対象機関	甲府東高等学校
監査対象期間	令和6年8月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月2日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件（支出1）</p>	

- 1) 安全運転管理者等講習の手数料に係る経費について、資金前渡の事務手続を行っていたが、資金前渡日より前に私費で支払っていた。その後、経費については資金前渡日に口座に振り込まれ、精算されていた。

(注意事項) なし

監査対象機関	甲府工業高等学校
監査対象期間	令和6年10月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月8日、令和8年1月13日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし (指導事項) 1件（給与1） 1) 現金支給に係る職員の給与が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延しているものがあった。 (注意事項) なし</p>	

監査対象機関	甲府城西高等学校
監査対象期間	令和6年8月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月2日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	甲府昭和高等学校
監査対象期間	令和6年8月～令和7年10月
監査実施日	令和8年1月7日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし (指導事項) 1件（給与1） 1) 通勤手当の認定において、新たな道路が開通し、勤務地までの一般に利用し得る最短経路が当該道路を通る経路となったが、経路変更の届出が提出されず、新たな認定がされないまま過大に支給されていた。 (注意事項) なし</p>	

監査対象機関	農林高等学校
監査対象期間	令和6年8月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月2日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	巨摩高等学校
監査対象期間	令和6年11月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月10日、11月27日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	白根高等学校
監査対象期間	令和6年10月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月9日

監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	青洲高等学校
監査対象期間	令和6年10月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月15日、11月21日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	身延高等学校
監査対象期間	令和6年10月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月9日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 3件（給与3）</p> <p>1) 1日のすべての時間について休暇を取得した会計年度任用職員について、費用弁償（通勤）が支給されているものがあった。</p> <p>2) 県外旅費の支給において、旅費条例の規定により、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算することとされているが、公務上の必要又はやむを得ない事情がないにもかかわらず、経済的かつ合理的でない経路で計算され、過大に支給されているものがあった。</p> <p>3) 県外旅費の支給において、旅費計算書の積算に誤りがあり、過大に支給されているものがあった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	笛吹高等学校
監査対象期間	令和6年10月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月16日、11月27日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	日川高等学校
監査対象期間	令和6年8月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月9日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 3件（支出1、給与1、物品1）</p> <p>1) 山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定委員に支払った報酬及び旅費について、所得税の源泉徴収を行っていなかった。</p> <p>2) 県外旅費の支給において、特急料金が繁忙期加算対象期間であるにもかかわらず、加算されていないものがあった。</p> <p>3) 賃借物品について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていないものがあった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	山梨高等学校
監査対象期間	令和6年10月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月17日、12月2日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (給与1)</p> <p>1) 扶養手当について、支給額が改定されていたが、扶養手当認定簿による認定・確認が行われていなかった。</p> <p>(注意事項) 1件 (重点事項1)</p>	

監査対象機関	塩山高等学校
監査対象期間	令和6年11月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月9日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) なし</p> <p>(注意事項) 1件 (給与1)</p>	

監査対象機関	都留高等学校
監査対象期間	令和6年10月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月21日、12月2日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	上野原高等学校
監査対象期間	令和6年11月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月9日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 2件 (収入2)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p style="padding-left: 20px;">雑入 (学校開放における照明施設電気料)</p> <p style="padding-left: 40px;">過年度分 先数1件 10,000円</p> <p>2) 学校開放における照明施設電気料の未収金について、山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則に定める督促状の発付が行われていなかった。また、債権管理について、山梨県債権回収及び処理マニュアルに定める様式に準じた延滞債権管理簿が作成されていなかった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	都留興譲館高等学校
監査対象期間	令和6年8月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月9日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	吉田高等学校
監査対象期間	令和6年10月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月22日

監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	富士北稜高等学校
監査対象期間	令和6年11月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月28日、12月2日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 2件（給与1、重点事項1）</p> <p>1) 児童手当に係る職権に基づく支給額の改定処理において、児童手当事務取扱要領第5条に定める額改定通知書の作成及び受給者への交付が行われていなかった。</p> <p>2) 富士北稜高等学校敷地内除雪業務委託契約において、次のとおり不備があった。</p> <p>①契約書に収入印紙が貼付されていなかった。</p> <p>②委託料の支払が遅延し、過年度支出したため遅延利息が発生していた。</p> <p>(注意事項) 2件（給与1、契約1）</p>	

監査対象機関	富士河口湖高等学校
監査対象期間	令和6年8月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月28日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) なし</p> <p>(注意事項) 1件（支出1）</p>	

監査対象機関	中央高等学校
監査対象期間	令和6年8月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月9日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件（給与1）</p> <p>1) 現金支給に係る職員の義務教育特別手当の追加支給分が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延していた。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	ひばりが丘高等学校
監査対象期間	令和6年11月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月30日、令和8年1月7日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	盲学校
監査対象期間	令和6年11月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月23日、令和8年1月7日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	ろう学校
監査対象期間	令和6年11月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月9日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	甲府支援学校
監査対象期間	令和6年8月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月16日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	あけぼの支援学校
監査対象期間	令和6年11月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月23日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	わかば支援学校
監査対象期間	令和6年10月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月16日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件（重点事項1）</p> <p>1) スクールバス運行に係る業務委託契約書において、履行期限までに委託業務を完了することができない場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。</p> <p>(注意事項) 1件（重点事項1）</p>	

監査対象機関	やまびこ支援学校
監査対象期間	令和6年8月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月16日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	富士見支援学校
監査対象期間	令和6年8月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月16日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	ふじざくら支援学校
監査対象期間	令和6年11月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月30日、令和8年1月9日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	かえで支援学校
監査対象期間	令和6年11月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月16日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) なし (注意事項) 1件（支出1）	

監査対象機関	高等支援学校桃花台学園
監査対象期間	令和6年11月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月29日、令和8年1月7日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	特別支援学校うぐいすの杜学園
監査対象期間	令和6年11月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月16日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	甲府警察署
監査対象期間	令和6年10月～令和7年8月
監査実施日	令和7年11月6日、12月22日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) 1件（給与1） 1) 現金支給に係る職員の時間外勤務手当等の追加支給分が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延しているものがあつた。 (注意事項) なし	

監査対象機関	南甲府警察署
監査対象期間	令和6年9月～令和7年10月
監査実施日	令和8年1月7日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	南アルプス警察署
監査対象期間	令和6年10月～令和7年10月
監査実施日	令和8年1月7日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	甲斐警察署
監査対象期間	令和6年9月～令和7年10月
監査実施日	令和8年1月14日
監査の結果	

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	北杜警察署
監査対象期間	令和6年11月～令和7年10月
監査実施日	令和8年1月14日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	鯉沢警察署
監査対象期間	令和6年11月～令和7年8月
監査実施日	令和7年11月5日、12月24日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	南部警察署
監査対象期間	令和6年10月～令和7年10月
監査実施日	令和8年1月14日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	笛吹警察署
監査対象期間	令和6年9月～令和7年10月
監査実施日	令和8年1月14日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	日下部警察署
監査対象期間	令和6年10月～令和7年8月
監査実施日	令和7年11月6日、12月25日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	富士吉田警察署
監査対象期間	令和6年10月～令和7年8月
監査実施日	令和7年11月5日、12月23日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	大月警察署
監査対象期間	令和6年9月～令和7年10月
監査実施日	令和8年1月14日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	上野原警察署
監査対象期間	令和6年11月～令和7年10月
監査実施日	令和8年1月14日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (給与1)</p> <p>1) 現金支給に係る職員の時間外勤務手当等の追加支給分が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延しているものがあつた。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

【意見】

令和7年度（下期）監査対象機関ごとの収入未済の内容は次のとおりである。

今後とも、収入未済の解消のため、山梨県滞納債権処理方針等に基づき、債権者や連帯保証人への催告・交渉など債権回収を図ることは当然であるが、さらには、支払督促や強制執行など法的措置も視野に入れた対策を推進するよう努められたい。

令和6年度出納閉鎖時における収入未済（対象：令和7年度下期監査分）

部局	監査対象機関	内 容	収入未済額 (単位：円)
総合県民 支援局	甲陽学園	児童福祉施設費負担金	440,887
	子ども心理治療センター うぐいすの杜	児童福祉施設費負担金	128,758
	富士・東部地域県民センター	富士・東部林務環境事務所非常勤嘱託職員報酬に係る返納金	84,000
総務部	総合県税事務所	個人県民税	518,049,576
		法人県民税	12,705,558
		個人事業税	29,035,388
		法人事業税	63,627,085
		不動産取得税	18,195,274
		自動車税種別割	43,309,869
		自動車税（旧法による）	1,217,530
		延滞金、加算金	45,803,493
福祉保健部	中北保健福祉事務所	児童措置費負担金	99,800
		父子福祉資金貸付金償還金（元金）	3,669,000
		母子福祉資金貸付金償還金（元金）	20,846,201
		母子福祉資金貸付金償還金（利子）	269,008
		寡婦福祉資金貸付金償還金（元金）	1,817,617
		寡婦福祉資金貸付金償還金（利子）	83,292
	峡東保健福祉事務所	母子福祉資金貸付金償還金（元金）	3,372,121
		母子福祉資金貸付金償還金（利子）	98,321
	峡南保健福祉事務所	生活保護費返還金	27,685,953
		生活困窮者自立支援金返還金	65,000
		障害児福祉手当資格取り消しに伴う返還金	418,660
		母子福祉資金貸付金償還金（元金）	5,359,565
		母子福祉資金貸付金償還金（利子）	8,458
		父子福祉資金貸付金償還金（元金）	50,332

部局	監査対象機関	内 容	収入未済額 (単位：円)
福祉保健部	富士・東部保健福祉事務所	生活保護費返還金	30,232,840
		母子福祉資金貸付金償還金(元金)	16,798,189
		母子福祉資金貸付金償還金(利子)	147,807
		父子福祉資金貸付金償還金(元金)	76,400
		寡婦福祉資金貸付金償還金(元金)	784,753
		寡婦福祉資金貸付金償還金(利子)	38,625
		母子福祉資金雑入(違約金)	7,529
	あけぼの医療福祉センター	児童福祉施設費負担金	377,239
あけぼの医療福祉センター使用料		2,792,384	
産業政策部	産業技術短期大学校	授業料	635,000
農政部	畜産酪農技術センター	家畜用飼料の単価供給契約不履行に伴う違約金	250,722
整備部	広瀬・琴川ダム管理事務所	工事請負契約公正入札違約金	12,709,457
教育委員会	上野原高等学校	雑入(学校開放における照明施設電気料)	10,000
	富士北稜高等学校	授業料	584,100
合 計 額			861,885,791

(※ R7.4.30 現在)

第2 令和7年度定例監査実施結果

令和7年度の定例監査の実施結果は、上期公表分(山梨県公報号外第41号、令和7年11月28日発行)と今回分(下期公表分)を合わせ、次のとおりである。

1 監査実施機関数

令和7年度の定例監査対象機関数は269機関で、前年度から1機関増加した。

監査箇所	本庁	かい	その他の機関	計
人口減少危機対策本部事務局	1			1
高度政策推進局	4	2		6
総合県民支援局	7	11		18
新価値・地域創造推進局	7			7
総務部	11	2		13
防災局	3	1		4
福祉保健部	8	12		20
森林環境部	8	6		14
産業政策部	5	6		11
観光文化・スポーツ部	8	5	1	14
農政部	9	14		23
県土整備部	16	13		29
出納局	3			3
企業局	3	4		7
教育委員会	10	44		54
議会事務局	1			1
行政委員会	3			3
警察本部	29	12		41
合計	136	132	1	269

※参考 令和6年度監査実施機関数

監査箇所	本庁	かい	その他の機関	計
合計	135	132	1	268

2 監査結果

令和7年度定例監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項の区分ごとの集計は、次のとおりである。

令和7年度実施分 A

区分	予算	収入	支出	給与	財産	物品	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		1								1	2
指導事項		14	14	45	20	14	4	8	25		144
注意事項		6	10	4		3	8		17		48
合計	0	21	24	49	20	17	12	8	42	1	194

令和6年度実施分 B

区分	予算	収入	支出	給与	財産	物品	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項			1	2	1	1			6	3	14
指導事項		76	20	36	19	26	40	1	13		231
注意事項		9	20	9		3	25		1	1	68
合計	0	85	41	47	20	30	65	1	20	4	313

令和7年度と令和6年度との対比（ A - B ）

区分	予算	収入	支出	給与	財産	物品	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		1	▲ 1	▲ 2	▲ 1	▲ 1			▲ 6	▲ 2	▲ 12
指導事項		▲ 62	▲ 6	9	1	▲ 12	▲ 36	7	12		▲ 87
注意事項		▲ 3	▲ 10	▲ 5			▲ 17		16	▲ 1	▲ 20
合計	0	▲ 64	▲ 17	2	0	▲ 13	▲ 53	7	22	▲ 3	▲ 119

第3 令和7年度定例監査重点事項実施結果

定例監査を効果的に行うため、次のとおり重点事項のテーマを定め監査を実施した。

1 重点事項のテーマと目的

(1) テーマ

業務委託契約に係る事務処理は適切に行われているか。

(2) 目的

民間への業務委託は、民間特有の資源・能力の活用により、県行政の効率的な業務運営等が期待されるとともに、その業務委託の内容は広範囲にわたり、県の施策を推進する上でも重要な役割を担っていることから、適正かつ公正に執行される必要がある。

令和6年度の定例監査においては、業務委託契約事務について、契約書の記載内容や再委託等に係る不適切な事務処理があった。

このため、業務委託契約に係る事務処理を重点的に監査することにより、その適正化を図るとともに、地方自治法第150条の規定に基づき知事が実施する内部統制の効果的な運用に寄与することとする。

2 監査の実施状況

(1) 監査の実施期間

令和7年4月17日～令和8年1月16日

(2) 監査の着眼点

- ア 契約の方法、金額、時期等は適切か。
- イ 契約書の記載は適切か。
- ウ 再委託をする場合の承認手続等は適切か。
- エ 契約書等に基づく履行確認は適切か。

(3) 監査方法

- ・重点事項の監査は、定例監査に併せて行い、原則として監査対象を精査（全部又は一部の範囲にわたり精密に調査）する。
- ・事前に重点事項調書の提出を求め、予備監査時に、当該調書の記載内容について確認し、重点事項確認票により職員から聴取する。
- ・重点事項調書及び重点事項確認票は、監査結果復命書に添付して報告する。

(4) 監査対象事務

令和6年度に行った業務委託契約に係る事務
(公共工事に係る業務委託契約を除く)

3 監査結果

(1) 業務委託契約の状況について

契約件数が多いことから、監査対象機関に対して、次の条件で抽出調査を行った。

ア 予定価格が10万円以上の随意契約（単独）及びプロポーザル方式（1者参加）がない場合は、令和6年度分の実績金額の大きい順に5件までを抽出。

イ 予定価格が10万円以上の随意契約（単独）又はプロポーザル方式（1者参加）がある場合は、実績金額の大きい順に2件までを抽出、その他実績金額の大きい順に合計5件までを抽出。

（公共工事に係る業務委託契約を除く）

令和6年度においては、209機関（本庁87機関、かい122機関）で業務委託契約が行われており、抽出調査した内訳は次のとおりであった。

（単位：円）

区 分	件 数	金 額
(1) 予定価格10万円以上の単独随意契約	373	3,975,961,614
(2) プロポーザル方式（1者参加）	43	859,638,441
(3) (1)(2)以外の契約	511	2,997,542,238
合 計	927	7,833,142,293

※ 抽出調査を行った重点事項調書の件数及び金額の集計値

(2) 業務委託契約に係る事務処理について

業務委託契約に係る事務処理は、概ね適正に処理されていたが、一部において次のとおり改善を要する事項が認められた。

ア 予定価格が10万円以上の単独随意契約の理由が明確でないもの。

イ 見積書を徴していないもの。

ウ 再委託の承認手続が取られていないもの。

エ 委託料の支払いが遅延し、遅延利息が発生していたもの。

オ 契約書の作成を省略し請書を徴収していたもの。

カ 契約書の記載内容等に不備があるもの。

- ・ 履行期限までに委託業務を完了することができない場合における延滞違約金条項が設けられていないもの。

- ・ 支払遅延に関する条項が設けられていないもの。

キ 契約書に定められている仕様書、特記事項が添付されていないもの。

ク 契約書、仕様書、特記事項等で定められた提出書類が不履行のもの。

- ・ 個人情報取扱に関するセキュリティ責任者及び作業従事者を明示した書面

- ・ 情報セキュリティに関するセキュリティ責任者及び作業従事者を明示した書面

第4 監査結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、令和7年度における監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりである。

1 財務事務の適正かつ効率的な執行について

令和7年度の定例監査結果を前年度と比較すると、指摘事項が12件、指導事項が87件、注意事項が20件とそれぞれ減少し、全体では119件減少している。

今年度は収入未済のうち、山梨県滞納債権処理方針等に基づき適正な事務処理を行った50件について、「指導」から「意見」のみとするよう区分を変更したこともあったが、それらを差し引いても計69件の減少となっている。

監査結果件数が減少した理由としては、就学支援金による授業料無償化に伴い授業料直接徴収事務が減少したことや、備品や物品の管理、検査・検収の不備が減少したことなどが挙げられる。

定例監査結果の主な内容であるが、指摘事項については、道路使用料の調定が6か月以上遅延しているものや、指導事項に該当する事務処理が多数あるため指摘事項となったものがあった。また指導事項については、時間外勤務手当など諸手当の支給に誤りがあるものや、資金前渡に関する事務の不備があるものなどが確認された。

これらの不適切な事務処理の再発防止に向けて、業務に係る規則及び運用通知等の整備や一層の周知を図るとともに、内部統制制度の機能が効果的に発揮されるよう引き続き制度運用の見直しを検討するなど、財務事務の適正な執行に努められたい。

2 年度末及び年度当初の事務処理について

年度末及び年度当初においては、人事異動に伴う人事・給与事務の集中や出納閉鎖などで業務が繁忙となることから、職員の給与等を遡及した際に支給が現金支給となり、給与資金前渡職員口座に滞留し更には利子が発生していたものや、本来3月中に行うべき労働保険料に係る被保険者負担分の振替収入を怠ったものなど、年度末及び年度当初の給与事務に関しての不備や、調定の遅延、借受財産について移動報告が行われていなかったものなど前年度から継続して行わなければならない業務に関する不備がいくつか確認された。

財務規則等の規定に基づいた適正な執行はもとより、関係各課から発出された通知等を精読の上、迅速かつ的確な執行に努められたい。また、人事異動等による担当者の変更がある場合には、適切かつ確実に事務を引き継ぐよう十分留意されたい。

3 業務委託契約における個人情報保護及び情報セキュリティ対策について（重点事項）

委託事業者からの個人情報保護及び情報セキュリティの責任体制の報告については、制度所管課より令和3年3月12日付け「委託事業者等からの責任体制の報告の徹底について」で通知されている。しかし、責任者及び作業従事者の氏名・役職等が書面上明らかにされていない事例が数多く見受けられた。

責任者及び作業従事者を明確にすることは、契約上の責任体制を整理するのみならず、個人情報保護及び情報セキュリティ対策の実効性を確保する上でも極めて重要である。特に、個人情報を取り扱う業務においては、安全管理措置の一環として、「取扱いに従事する者の明確化」「権限を付与する者の特定」「不正利用・漏えい防止のための管理」が求められており、これらの者が書面により特定されていないことは、適正な管理体制の

確保を妨げる要因となる。

また、情報セキュリティの観点からも、事故発生時の責任区分及び連絡系統の確立において、作業従事者の特定は不可欠であり、書面による明確化がない場合には、情報漏えい時における初動遅延等のリスクが高まる恐れがある。

このため、契約締結時には、委託事業者からの責任者・作業従事者に係る書面提出の徹底を図るとともに、業務内容の変更や作業従事者の交代が生じた場合においても、速やかな書面での報告を義務付け、確実に管理する体制の整備に努められたい。

4 延滞違約金条項及び支払遅延に関する条項の未整備について（重点事項）

業務委託契約書における、延滞違約金条項及び支払遅延時の取扱いを定めた条項が設けられていない事例が数多く見受けられた。

言うまでもなく、契約における遅延・不履行への対応をあらかじめ規定することは、契約の実効性を担保し、公金の適正な支出と債権管理の適正化を図る上で重要である。

しかしながら、業務委託契約の締結時期が年度当初に集中していることから、契約書の内容を十分に確認せず、前年度の様式をそのまま使用している事例など、契約事務が形骸化している状況が見受けられる。

このため、文書キャビネットに掲載されている関係規程や制度所管課通知等を改めて確認するなど、契約書の整備を図るとともに複数チェックを含めた確認体制の強化を図ることにより、必要な条項が漏れなく記載されるよう、適正な契約事務の遂行に努められたい。